

賛助会員規約

第1条(目的)

この規約は、賛助会員及び賛助会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(賛助会員の地位)

賛助会員は、その種別に応じ本法人の目的を達成するために必要な事業に協力するとともに、本法人自ら行う調査、研究及びその他の事業の成果の利用などの便宜を受けることが出来る。

第3条(賛助会員の種別と定義)

賛助会員は、1. 法人会員、2. 個人会員、3. 特別会員、よりなる。

1. 法人会員とは、本法人の設立主旨に賛同し、本法人の事業の維持・発展に協力し、その企画・遂行に積極的に参画する法人企業または団体をいう。
2. 個人会員とは、本法人の設立主旨に賛同し、本法人の事業に協力応援いただく法人所属の個人並びに個人事業を営む個人をいう。
3. 特別会員とは、本法人の設立主旨に賛同し、本法人の事業に協力応援いただく法人所属の個人並びに個人事業を営む個人(過去に日本相撲協会 協会員だったもの)をいう。

第4条(入会条件)

入会に際して当協会代表理事に届け出し、所定の審査を必要とする。また本会員規約に違反する場合は、当会にて調査・検討後、入会をお断りする場合があります。

第5条(賛助会員資格の有効期限・表示)

賛助会員資格は、当会による入会確定から1年間有効です。但し、期間満了前1ヶ月前までに当会および会員のいずれかからも同期間を更新しない旨の意思表示がない場合は、自動的に1年間更新されるものとし新年会費を納入ください。以後も同様とする。

第6条(入会金・年会費)

賛助会員は次に定める年会費を下記本法人銀行口座に納入するものとする。

1. 法人会員:入会金250,000円 年会費1口100,000円/年とし、1口以上とする
2. 個人会員:入会金不要 年会費1口10,000円/年とし、1口以上とする
3. 特別会員:入会金不要 年会費1口6,000円/年とし、1口以上とする

賛助会員が退会した場合は、その理由に関わらず、既に納入した入会金、賛助会費は返還しない。

振込先

みずほ銀行 本所支店 普通口座 3004194 一般社団法人 力士セカンドキャリア推進協会

第7条(除名)

賛助会員が次に該当するに至ったときは、社員総会の議決により当該会員を除名することができる。

1. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2. 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害した場合。
3. その他、当法人が会員として不適切と判断した場合。

第8条(退会)

賛助会員が次に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 退会届の提出をしたとき。
2. 当法人が指定する期日までに所定の年会費を納めないとき。
3. 社員総会の議決により除名されたとき。

第9条(抛出金品の不返還)

既に納入した入会金及びその他の抛出金品は、退会、除名など理由の如何を問わず、これを返還しない。

第10条(賛助会員の権利及びサービスの内容)

1. 当法人は、本規約に基づき、賛助会員に対し別途定める特典(別途参照)を提供します。
2. 提供する特典および諸条件は当法人よりの案内またはホームページ等にて通知します。
3. 当法人は、提供する特典について適宜見直しを行い、ホームページ等での事前告知をもって、特典の一部ないしは全部を変更・中止ないしは中断することができるものとします。

第11条(権利帰属など)

1. 当法人が提供する特典に含まれるノウハウ、著作権その他の知的所有権は、すべて当法人に帰属するものとします。
2. 賛助会員は、当法人の事前の承認なしに、テキスト、文書、様式等当法人から提供されるあらゆる形のコンテンツの一部または全部を複製、転載、改変、編集、翻訳、送信等することはできません。
3. 前2項は、賛助会員資格喪失後であっても適用されるものとします。

第12条(規約改正)

この規約は、理事の過半数の同意をもって改正することができる。

第13条(準拠法および専属的合意管轄裁判所)

本規約は日本法に準拠します。また、本規約に関して訴訟等の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本会員規約は、2019年3月1日に発効します。

2019年4月22日改定

2019年6月1日改定(法人入会金規定追加)

2022年8月31日改定(特典の内容変更)

特典の内容について

【全会員共通】

- ・お申込み会員口数により、本協会公式ウェブサイト内の特設ページにて御社のご紹介
- ・本協会が主催あるいは賛助会員と共催する講習会や集会などの受講・参加料の割引
- ・優先的に元力士の紹介、斡旋

【特別会員のみ】

- ・職業就職、転職相談を無料で何回でもご利用いただけます
- ・元力士向け就職セミナー・講習会などの受講料、参加料の特別割引
- ・ご自身が経営される店舗や、力士時代の紹介をウェブサイト内でご紹介